

## 民間保育所等への特別指導監査等の結果について

### 1 趣旨

社会福祉法人ももの会（以下「ももの会」という）に対し、保育所5施設、小規模保育事業事業所及び法人運営についての特別指導監査等を実施し、このたび結果がまとまり、平成29年8月25日付けで、ももの会理事長あてに改善を求める通知を発出しましたので、報告します。

### 2 特別指導監査に至る経緯

ももの会が運営する施設において、土曜日給食の提供について、事実と異なる記載について明確な回答が記載されていないこと及び保護者理解を得る説明が十分に行っていないなど法人の苦情解決の体制に課題があると考えられることから、児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づき、平成29年4月26日（水）に特別指導監査を実施しました。

また、法人本部については、運営する全施設に特別指導監査を実施したことに鑑み、法人の運営状況を確認するため、社会福祉法に基づき平成29年5月16日（火）に特別指導監査を実施しました。

### 3 運営法人の概要

#### （1）法人名

社会福祉法人 ももの会（横浜市戸塚区戸塚町3417）

理事長 上山福恵子（うえやまふくえこ）

#### （2）社会福祉法人ももの会が運営する保育所等

戸塚芙蓉保育所など横浜市内にて認可保育所5施設、小規模保育事業1事業所を運営

### 4 特別指導監査結果通知の概要

#### （1）保育所の特別指導監査結果についての概要

##### ア 二重の支出及び過剰な支出

（ア） 二重の支出：給食食材等の購入にあたり、理事長は一枚の領収書を切り離すなどして、平成24年度から28年度までの過去5年間で477,213円を、施設から二重に支払を受けていました。

（イ） 過剰な支出：理事長及び職員である理事長の親族は不相当に高額な移動手段で研修に参加していました。

**改善指示事項：**他にも同様な事例がないか調査し、過剰に支払われた金額を確定させ、保育所会計へ返還すること

##### イ 向上支援費※の請求誤り

向上支援費の請求にあたり、職員の勤務時間を実際の勤務時間よりも著しく多く請求されたものや実際に勤務していた施設とは異なる施設から請求されたものがありました。

**改善指示事項：**誤りがある請求の額を確定し横浜市へ返還すること。また過去についても同様の誤りがある請求がないか調査し報告すること（平成28年度の影響額約570万円）。

※向上支援費とは、保育・教育の質の向上を図るため、国基準を超える職員配置や食育推進等保育の実施内容に応じ、国の公定価格に上乗せして助成する「横浜市独自の助成費用」です。

## ウ ずさんな現金管理

主として保護者からの徴収金と思われる現金 11, 182, 314 円が会計処理や口座への入金  
がされることなく、理事長室他に置かれたままになっていました。さらに、保護者から徴  
収した金額の内訳、徴収時期や支払者等が確認できる書類がありませんでした。

**改善指示事項：**過去 5 年間に保護者から徴収した金額を調査し、その現金の所在を報告  
するとともに、再発防止等の必要な措置を講ずること。

## エ 保護者からの徴収金

おむつ代、諸費、DVD 代等の名目で保護者から実費徴収した現金について、それぞれ受  
領した名目の支払いに充てられることなく、理事長室他で保持（プール）され、簿外でず  
さんに管理されていました。また、夕食代の名目で徴収した現金について、延長保育のガ  
イドラインの額を超える額を保護者から徴収していました。

**改善指示事項：**過去 5 年間に保護者から徴収した経費について、会計報告を作成し、保  
護者に説明すること。調査の結果、返還すべき額があれば保護者に返還  
すること。また、夕食代については、ガイドラインの額を超えて徴収し  
た現金の額を調査し、超えて徴収した額については保護者へ返還するこ  
と。

## オ 不適切な職員配置について

平成 29 年度の丘の上保育園の職員配置について、平日の一部の時間帯において、保育士  
配置の認可基準を満たしていない日がありました。

**改善指示事項：**既に改善を確認しているが、本件の原因と今後の対策について報告する  
こと。

## カ 不適切な苦情対応

多数の苦情が寄せられているのにも関わらず、平成 28 年度の苦情記録が整備されておら  
ず、第三者委員への報告がされていないなど苦情対応が不適切でした。

**改善指示事項：**未解決の苦情については、保護者との話し合いの場を設けるなど、誠意  
をもって、かつ丁寧に対応し解決すること。

## キ 職員の研修参加

法人内で規程のない有給の長期海外研修を受講していた職員がいました。

**改善指示事項：**研修については規程を整備し、全職員へ周知すること。

## ク 誤りの報告について

(ア) 一般指導監査において、土曜給食の提供状況を確認する書類、職員の出勤状況を確認  
する書類及び保護者からの徴収金に関する書類に記載の誤りがありました。

(イ) 平成 29 年 4 月に法人から提出された土曜給食に関する報告書についても記載の誤  
りがありました。

**改善指示事項：**原因調査と再発防止に向けた改善内容を報告すること。

## ケ 運営全般について改善を求める事項

(ア) 業務知識を正しく理解し実践できるよう研修体系を整えること

(イ) 透明性が確保された園運営ができるよう会計に係るルールを見直すこと

(ウ) コンプライアンスを徹底させるための制度の構築や職員への教育を実施すること

(エ) 保護者へ丁寧な説明を行い、施設運営に理解を得ること

## (2) 小規模保育事業の運営に関する改善指導についての概要

---

### ア 職員配置について

地域型給付費において、「管理者設置加算」の適用対象者は管理運営業務に専従する必要がありますが、当該園において「管理者設置加算」を適用していた保育責任者が保育業務を兼務し、従事していました。また、同保育責任者が保育に従事しても、職員配置基準を満たしていない時間帯がありました。

**改善指示事項：**職員配置を直ちに改善すること。地域型給付費の請求内容を確認・修正し、差額について横浜市へ返還すること（平成28年11月から平成29年6月までの影響額約400万円）。

### イ 保護者からの徴収金

おむつ代、諸費等の名目で徴収した現金について園への入金処理や会計処理もされないまま簿外とし、理事長室に保持されていました。（平成28年度653,350円）。

**改善指示事項：**ずさんな現金管理の原因を調査し、改善すること。平成27年度及び28年度の保護者から徴収した経費について、会計報告を作成し、保護者に説明すること。調査の結果、返還すべき額があれば返還すること。

### ウ 二重の支出について

立替払いの請求に際し、一枚の領収書を切り離すなどして、平成27年度及び28年度に120,276円を、法人が運営する別の施設からも支払を受けていました。

**改善指示事項：**二重の支出について、他にも同様な事例がないか調査し、過剰に支払われた金額を確定させ、園へ返還すること。

### エ 運営全般について改善を求める事項

- (ア) 透明性が確保された運営ができるよう会計に係るルールを見直すこと
- (イ) コンプライアンスを徹底させるための制度の構築や職員への教育を実施すること
- (ウ) 保護者へ丁寧な説明を行い、運営に理解を得ること

## (3) 社会福祉法人ももの会への特別指導監査結果についての概要

---

理事会等の議事録に議事の経過や結果が正しく記載されていないことや本人の承諾を得ずに法人所有の本人印を使って、議事録や就任承諾書を作成する行為がありました。

### ア 問題点

- (ア) 平成29年3月27日開催の理事会

- ・ 理事会議事録の無効

理事や監事に欠席者がいるにも関わらず全員出席と記録するとともに、欠席者が議事録署名人に選出されていました。また、議事録署名欄に、議事録署名人本人に覚えのない記名押印がされていました。

さらに、辞任届や就任承諾書が未提出にも関わらず、理事会当日提出されたかのように記載されていました。また、就任承諾書について、本人に断りなく記名押印していたものがありました。

- (イ) 平成29年3月27日開催の評議員選任・解任委員会

- ・ 評議員選任・解任委員会議事録の不備

出席者や討議時間等について、事実と相違があり、議事録が正確に記載されていませんでした。

(ウ) 書類の偽造

理事長室に理事や評議員候補者等の印鑑が自由に使える状態で保管されており、本人に確認することなく、議事録や就任承諾書に押印しており、書類の偽造等に使用されてきました。

イ 改善指示事項

- (ア) 無効及び不備が指摘された議事録について再作成又は修正すること。原因を調査し、再発防止に向けた改善内容を報告すること。
- (イ) 関係者の印を使用して書類を作成した経緯を調査し、報告すること。再発防止に向けた改善内容を報告すること。

**(4) 本件の原因とももの会に対する今後の指導**

理事長及び幹部職員は、保育事業及び社会福祉法人に関する制度を理解し、職員を管理育成し、職場のコンプライアンスを徹底し、法令を遵守させる責任がありました。組織全体のコンプライアンス意識が欠如しているなど、その責任を果たしていなかったことが原因と考えられます。

今後は、特別指導監査結果通知に記載した改善事項を中心に、法人と施設へ指導を行います。改善が認められない場合は、次の措置を行うことがあります。

- ア 社会福祉法第 56 条による改善勧告
- イ 保育所委託費の一部（処遇改善基礎分）の加算停止や保育所委託費の弾力運用の停止
- ウ 子ども・子育て支援法第 39 条による勧告
- エ 子ども・子育て支援法第 40 条による確認の取消し

**【参考】もものが運営する市内保育所の概要**

施設名	芙蓉 保育園	もも 保育園	南戸塚 保育園	戸塚芙蓉 保育所	丘の上 保育園	東戸塚赤ちゃん 保育園
事業種別	認可保育所	認可保育所	認可保育所	認可保育所	認可保育所	小規模保育事業
所在区	戸塚区	泉区	戸塚区	戸塚区	戸塚区	戸塚区
開設年月日	H14. 4. 1	H18. 4. 1	H20. 4. 1	H25. 4. 1	H28. 4. 1	H27. 4. 1
定員	90 人	60 人	90 人	60 人	44 人	19 人